

# 介護保険 福祉用具貸与の手引き

福岡県介護保険広域連合  
令和8年7月

# 目 次

1	基本的な考え方	P1
	(1) 福祉用具貸与についての注意点	
2	福祉用具貸与対象種目	P1
3	軽度者に対する例外給付	P3
	(1) 対象外種目（例外給付対象種目）	
	(2) 基本調査結果による判断方法	
	(3) 算定の可否の判断基準	
	(4) 例外給付の流れ	
	(5) 理由書提出について	
	(6) 福祉用具貸与理由書提出に関する整理	
4	福祉用具貸与に関するQ & A	P12

## 1 基本的な考え方

介護保険の福祉用具は要介護者等の日常生活の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、利用者がその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう助けるものについて、保険給付の対象としています。

対象者の身体の状況、介護の必要度の変化等に応じて用具の交換ができること等の考え方から原則貸与としています。

また、貸与になじまない性質のもの（排泄用具・入浴補助用具等他人が使用したものを再利用することにより心理的抵抗感が伴うもの、使用によってもとの形態・品質が変化し、再利用できないもの）は、福祉用具の購入費を保険給付の対象としています。

### (1) 福祉用具貸与についての注意点

#### ① 全国平均貸与価格及び貸与価格の上限

商品ごとの全国平均貸与価格及び貸与価格の上限については、厚生労働省のホームページにて確認するとともに、事業所は商品の特徴や全国平均価格を利用者に説明する必要があります。

#### ② 居宅にいない場合について

利用者が当該月に居宅にいないことが分かっている場合（1月間ショートステイを継続利用する場合など）の貸与については、算定は認められません。

## 2 福祉用具貸与対象種目

福祉用具貸与対象種目は次のとおりです。

なお、一部の福祉用具については購入と貸与の選択制となっています。

※広域連合では、公益財団法人テクノエイド協会が貸与対象と判断した製品を保険給付の対象とします。

対象種目	対象範囲
1 車いす	自走用標準型車いす、普通型電動車いす又は介助用標準型車いすに限る。
2 車いす付属品	クッション、電動補助装置等であって、車いすと一体的に使用されるものに限る。

3 特殊寝台	<p>サイドレールが取り付けられているもの又は取り付けることが可能なものであって、次に掲げる機能のいずれかを有するもの。</p> <p>①背部又は脚部の傾斜角度が調整できる機能</p> <p>②床板の高さが無段階に調整できる機能</p>
4 特殊寝台付属品	<p>マットレス、サイドレール等であって、特殊寝台と一体的に使用されるものに限る。</p>
5 床ずれ防止用具	<p>次のいずれかに該当するものに限る。</p> <p>①送風装置又は空気圧調整装置を備えた空気マット</p> <p>②水等によって減圧による体圧分散効果をもつ全身用のマット</p>
6 体位変換器	<p>空気パッド等を身体の下に挿入することにより、居宅要介護者等の体位を容易に変換できる機能を有するものに限る。体位の保持のみを目的とするものを除く。</p>
7 手すり	<p>次のいずれかに該当するものに限る。</p> <p>①居宅の床に置いて使用すること等により、転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的とするものであって、取付けに際し工事を伴わないもの。</p> <p>②便器又はポータブルトイレを囲んで据え置くことにより、座位保持、立ち上がり又は移乗動作に資することを目的とするものであって、取付けに際し工事を伴わないもの。</p>
8 スロープ (購入・貸与選択制)	<p>段差解消のためのものであって、取付けに際し工事を伴わないものに限る。</p>
9 歩行器 (購入・貸与選択制)	<p>歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、次のいずれかに該当するものに限る。</p> <p>①車輪を有するものにあつては、体の前及び左右を囲む把手等を有するもの。</p> <p>②四脚を有するものにあつては、上肢で保持して移動させることが可能なもの。</p>
10 歩行補助つえ (購入・貸与選択制)	<p>松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。</p>

1 1	認知症老人徘徊感知機器	認知症である老人が屋外へ出ようとした時又は屋内のある地点を通過した時に、センサーにより感知し、家族、隣人等へ通報するもの。
1 2	移動用リフト（つり具の部分を除く）	床走行式、固定式又は据置式であり、かつ、身体をつり上げ又は体重を支える構造で、自力で移動が困難な者の移動を補助する機能を有するもの。住宅の改修を伴うものは除く。
1 3	自動排泄処理装置	尿又は便が自動的に吸引されるものであり、かつ、尿や便の経路となる部分を分割することが可能な構造を有するものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの（交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるものをいう。）を除く。）。

### 3 軽度者に対する例外給付

軽度者に対する福祉用具貸与については、その状態像から見て使用が想定しにくいとして、原則貸与対象外となる種目が定められています。

ただし、軽度者であっても、その状態像に応じて利用が想定される場合は、対象外種目であっても、例外的に給付することができるものと規定されています。

#### 軽度者とは

指定福祉用具貸与費の算定にあたっては、要介護1の者をいいます。ただし、自動排泄処理装置については、要介護1、要介護2及び要介護3の者をいいます。

指定介護予防福祉用具貸与費の算定にあたっては、要支援1又は要支援2の者をいいます。

#### (1) 対象外種目（例外給付対象種目）

対象外種目は下記のとおりです。

##### ① 要支援1・2、要介護1の方の対象外種目

車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト（つり具の部分を除く。）

- ② 要支援 1・2、要介護 1～3 の方の対象外種目  
自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。）

(2) 算定の可否の判断基準

①・②を確認し、該当しない場合は③を確認してください。

- ① 軽度者であっても、【別表】の「厚生労働省第 9 4 号利用者等告示第 3 1 号のイ」（5～6 ページ参照）で定める種目ごとに貸与が必要な状態に該当する者については、例外的に福祉用具貸与費の算定が認められます。  
サービス担当者会議を通じた適切なマネジメントにより**指定居宅介護支援事業者・指定介護予防支援事業者が判断**します（広域連合への届出不要）。

例外給付の妥当性については、原則、直近の要介護認定に係る基本調査結果を用いて、客観的に判断することとされています。

最新の調査結果を居宅（介護予防）サービス計画・サービス担当者会議録等と一緒に保管しておいてください。

- ② 「ア（二）車いす及び車いす付属品」「オ（三）移動用リフト」の場合は、主治医からの意見及びサービス担当者会議を通じた適切なケアマネジメントにより**指定居宅介護支援事業者・指定介護予防支援事業者が判断**します（広域連合への届出不要）。

医師の所見がわかる書類とサービス担当者会議録等を保管しておいてください。

- ③ 上記①②に該当しない場合は、状態像 i)～iii) のいずれかに該当（6 ページ参照）する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、かつサービス担当者会議を通じた適切なマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要と判断された時、そのことについて**指定居宅介護支援事業者・指定介護予防支援事業者が広域連合へ理由書の提出を行い、必要性を広域連合が確認**することで貸与が可能となります。

なお、当該医師の医学的な所見については、主治医意見書による確認のほか、医師の診断書又は担当の介護支援専門員が聴取した居宅（介護予防）サービス計画に記載する医師の所見による確認する方法でも差し支えありません。

広域連合に提出する介護保険指定（介護予防）福祉用具貸与理由書の写しをサービス担当者会議の記録とともに保管しておいてください。

【別表】厚生労働省第94号利用者等告示第31号のイ

対象外種目	厚生労働大臣が定める者	該当する基本調査結果
ア 車いす及び 車いす付属品	次のいずれかに該当する者	
	(一) 日常的に歩行が困難な者	基本調査1-7 「3. できない」
	(二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	該当する基本調査結果なし→指定居宅介護支援事業者・指定介護予防支援事業者が判断する
イ 特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者	
	(一) 日常的に起きあがり が困難な者	基本調査1-4 「3. できない」
	(二) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具 及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 「3. できない」
エ 認知症老人徘徊 感知機器	次のいずれにも該当する者	
	(一) 意思の伝達、介護を行う者への反応、記憶又は理解に支障がある者	基本調査3-1 「1. 調査対象者が意見を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査3-2～3-7のいずれか 「2. できない」 又は 基本調査3-8～4-15のいずれか 「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。
	(二) 移動において全介助を必要としない者	基本調査2-2 「4. 全介助」以外

オ 移動用リフト (つり具の部分を除く)	次のいずれかに該当する者	
	(一) 日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査 1-8 「3. できない」
	(二) 移乗において一部介助又は全介助を必要とする者	基本調査 2-1 「3. 一部介助」又は 「4. 全介助」
	(三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	該当する基本調査結果なし→指定居宅介護支援事業者・指定介護予防支援事業者が判断する
カ 自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する者	
	(一) 排便において全介助を必要とする者 (二) 移乗において全介助を必要とする者	基本調査 2-6 「4. 全介助」 基本調査 2-1 「4. 全介助」

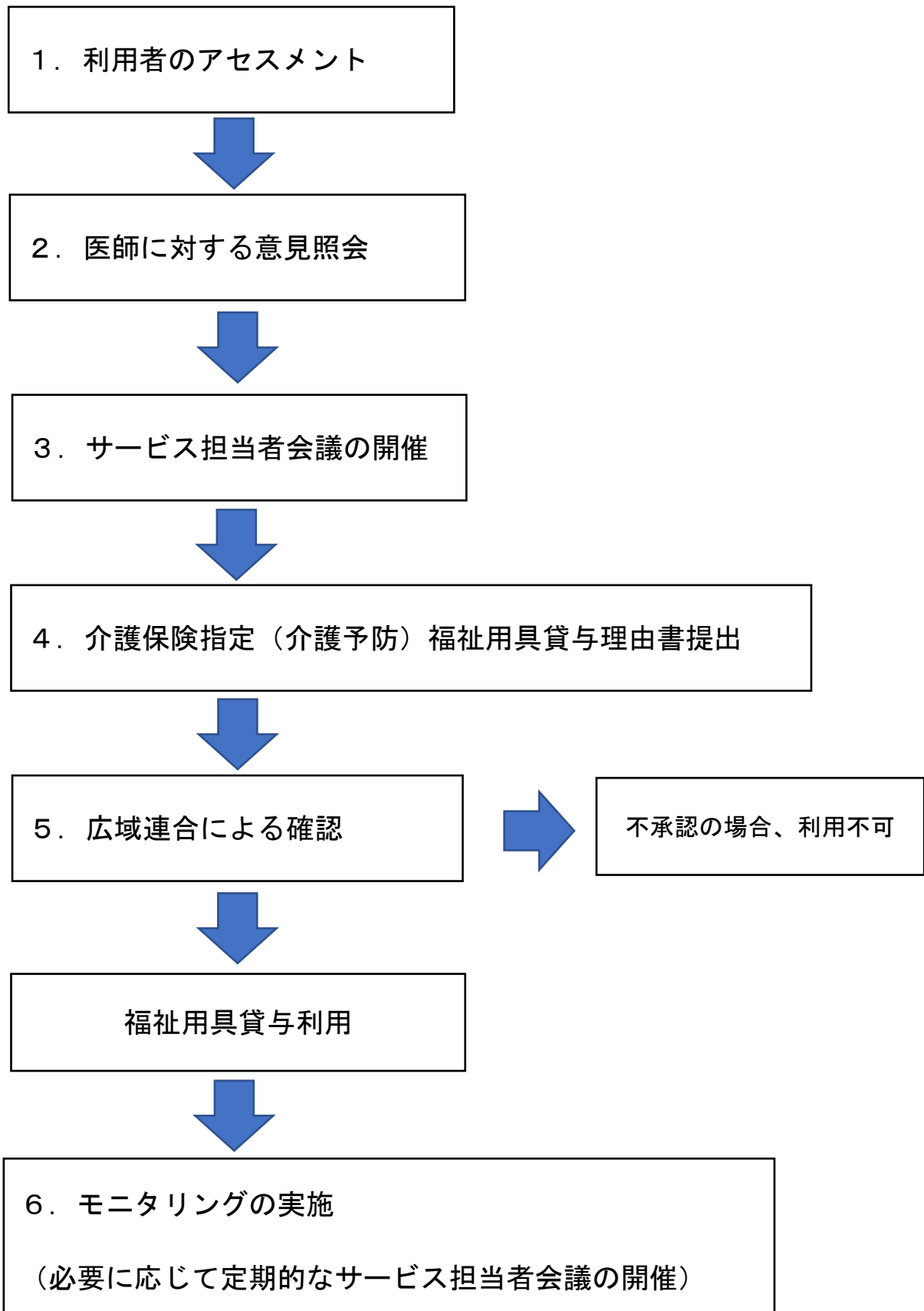
#### 【状態像】

i)	疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に【別表】の対象者に該当する者 (例 パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象)
ii)	疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに【別表】の対象者に該当することが確実に見込まれる者 (例 がん末期の急速な状態悪化)
iii)	疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から【別表】の対象者に該当すると判断できる者 (例 ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避)

#### (注意点)

「(疾患名)のため、(福祉用具)が必要である」といった記載では、状態像 i) ~ iii) のどの状態像に合致するのか判断ができません。  
福祉用具が必要である具体的な状態像について記載が必要です。

(3) 例外給付の流れ



(4) 理由書提出について

3 (2) ③の理由書提出については下記のとおりです。

①提出先	福岡県介護保険広域連合
②提出書類	<p>ア 介護保険指定（介護予防）福祉用具貸与理由書</p> <p>イ サービス担当者会議の内容がわかるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要介護の場合：居宅サービス計画 第4表</li> <li>・要支援の場合：介護予防支援経過記録</li> </ul> <p>※アに「サービス担当者会議の意見」欄がありますが、その欄だけ見て会議等の内容がわかるよう記載してください。</p> <p>ウ ケアプラン</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要介護の場合：居宅サービス計画 第1～3表</li> <li>・要支援の場合：介護予防サービス・支援計画表</li> </ul>
③提出期限	貸与開始前
④保険給付期間	<p>広域連合での理由書受付日～認定有効期間終了日</p> <p>※理由書提出前から利用していた場合、その期間は保険給付の対象と認められません。</p>
⑤提出留意点	<p>地域包括支援センターが介護予防サービス計画作成を居宅介護支援事業所に委託している場合は、地域包括支援センター名で届出してください。</p> <p>広域連合からの通知書は、地域包括支援センターへ送付します。</p>

広域連合にて提出内容を確認次第、通知書（承認・不承認）を送付します。

(5) 福祉用具貸与理由書提出に関する整理

① 認定関係

	事象	提出	備考
1	<p>軽度者だが当該種目の福祉用具の必要性が特に認められた場合</p> <p>【本手引きの3 (3) ③に該当】</p>	要	<p>例外給付の有効期間は広域連合の受付日から被保険者の認定有効期間終了日までとなります。(原則遡りは認められません)</p>
2	認定の更新をした	要	<p>認定の有効期間終了＝例外給付の有効期間終了であるため、認定の更新をした際には、再度の提出が必要となります。</p>

			<p>す。</p> <p>なお、認定有効期間の終了までに更新の結果が出ない場合は、暫定プランによる利用となるため、軽度者であることが見込まれ福祉用具貸与が必要な場合は暫定プランに基づいた福祉用具貸与理由書の提出が必要です。</p> <p>更新後に要支援・要介護のどちらになるかわからない場合は、両方の福祉用具貸与理由書を提出してください。</p>
3	要支援・要介護状態区分の変更をした	要	<p>要支援・要介護状態区分の変更時には、被保険者の状態の変化や有効期間の変更が考えられるため、福祉用具貸与理由書の出し直しが必要です。</p> <p>変更申請時においても福祉用具貸与の必要性を確認します。</p> <p>認定申請後も軽度者であることが見込まれていて、変更申請中にも福祉用具貸与が必要である場合、暫定プランに基づいて福祉用具貸与理由書を提出してください。</p> <p>変更後に要支援・要介護のどちらになるかわからない場合は、両方の福祉用具貸与理由書を提出してください。</p>

② 福祉用具の追加・変更等

	事象	提出	備考
1	別の種目の福祉用具貸与への変更や追加が必要になった	要	福祉用具が必要な理由等に変更があると考えられるため、福祉用具貸与理由書の出し直し

			<p>しが必要です。</p> <p>(例：特殊寝台について福祉用具貸与理由書の届出を行っていたが、新たに体位変換器が必要になった。)</p>
2	同じ種目の中で機種の変更や追加が必要になった	不要	<p>あくまで種目についてその必要性を判断するため、現在貸与を受けている種目については、その必要性が変わらないものであれば、機種の変更や追加の際に福祉用具貸与理由書の出し直しは不要です。</p> <p>(例：(車いすが必要である理由には変更はなく) Aという車いすを借りていたが、Bという車いすに変更する)</p>
3	車いす、特殊寝台の付属品の変更、追加	不要	<p>本体の福祉用具の必要性について既に広域連合から承認を受けている場合は、付属品の変更や追加での福祉用具貸与理由書の出し直しは不要です。</p> <p>(例：車いすのみ貸与を受けていたが、車いす付属品も必要になった)</p>
4	車いす、特殊寝台の付属品のみ貸与	要	<p>車いす(特殊寝台)を自費等で既に保有しており、付属品のみ保険給付を受けることは可能です。</p> <p>本体入手時に車いす・車いす付属品(特殊寝台・特殊寝台付属品)の種目で福祉用具の必要性について広域連合から承認を受けていないため、福祉用具貸与理由書を提出してください。</p>

③ 事業所変更

	事象	提出	備考
1	居宅介護支援（予防支援）事業所が変更になった	要	新しい居宅介護支援（予防支援）事業所から福祉用具貸与理由書の出し直しが必要です。
2	居宅介護支援（予防支援）事業所はそのまま、担当ケアマネジャーが変更になった	不要	被保険者に関する内容に変更がなく、同一居宅介護支援（予防支援）事業所のケアマネジャーのみ変更であれば、福祉用具貸与理由書の出し直しは不要です。
3	居宅介護支援（予防支援）事業所の事業所番号が変更になった	要	事業所番号が変更になった場合、別の居宅介護支援（予防支援）事業所へ変更になったとみなされるため、福祉用具貸与理由書の出し直しが必要です。
4	居宅介護支援（予防支援）事業所の事業所名が変更になった	不要	被保険者に関する内容に変更がなく、事業所名のみの変更（事業所番号は変わらない）であれば、福祉用具貸与理由書の出し直しは不要です。
5	居宅介護支援（予防支援）事業所の住所が変更になった	不要	被保険者に関する内容に変更がなく、事業所の住所のみの変更（事業所番号は変わらない）であれば、福祉用具貸与理由書の出し直しは不要です。
6	地域包括支援センターが介護予防サービス計画作成を居宅介護支援事業所に委託している場合で、その委託先を変更した	不要	被保険者に関する内容に変更がなく、委託先事業所のみの変更であれば、福祉用具貸与理由書の出し直しは不要です。
7	居宅介護支援（予防支援）事業所以外の事業所が変更になった	不要	被保険者に関する内容に変更がなければ、福祉用具貸与理由書の出し直しは不要です。

④ 居宅（介護予防）サービス計画変更

	事象	提出	備考
1	認定有効期間内での計画更新（目標期間の終了によるもの）	不要	福祉用具貸与の必要性に変更がなければ、福祉用具貸与理由書の出し直しは不要です。
2	認定有効期間内での福祉用具貸与以外の目標の変更、サービスの追加	不要	福祉用具貸与の必要性に変更がなければ、福祉用具貸与理由書の出し直しは不要です。

## 4 福祉用具貸与に関するQ & A

国から示されている福祉用具貸与に関するQ & Aをまとめたものです。

### Q 1 付属品のみ貸与

介護保険の給付を受けずに車いす、特殊寝台を使用している者が、車いす付属品、特殊寝台付属品のみ貸与を受けた場合でも、介護保険の給付対象となるか。

A 1 既に車いす、特殊寝台を使用している場合には、これらについて介護保険の給付を受けているか否かにかかわらず、車いす付属品、特殊寝台付属品のみ貸与について保険給付を受けることは可能である。

（12. 11. 22 介護保険最新情報 vol. 93 福祉用具貸与及び住宅改修の範囲の変更に係る Q&A について）

### Q 2 体位変換器

福祉用具貸与の対象となる体位変換器について、「専ら体位を保持するためのものは除かれる」とあるが、これは、体位の保持にも用いることができ、かつ、身体の下に挿入することが容易にできるような工夫を施す等により、体位の変換が容易にできるようにするものを排除するものではないと解してよいか。

A 2 当該ただし書きは、まくら、座布団等、通常専ら就寝や安息のための用途に供されるものを除外する趣旨である。従って、使用法によっては体位の保持の機能を持つものであっても、身体の下への挿入が容易で、かつ、挿入後も形態が崩れないなど体位の変換に容易に活用できるものであれば、対象となる。

（14. 3. 28 事務連絡 運営基準等に係る Q&A）

Q 3 利用者の状態悪化

利用者があきらかに直近の認定調査時点から状態が悪化しているような場合には、ケアマネ（地域包括支援センター）及び保険者が必要と認めた場合には、支給することは可能か。

A 3 一般的には、直近の認定調査結果が実態と乖離していることはあり得ないが、仮に、直近の認定調査時点から著しく状態が悪化しており、長期的に固定化することが見込まれる場合は、要介護度自体にも影響があることが想定できることから、要介護度の区分変更申請が必要と思われる。

(18. 3. 27 介護制度改革 information vol. 80 平成 18 年 4 月改定関係 Q&A (vol. 2))

Q 4 福祉用具サービス計画

福祉用具サービス計画に、必ず記載しなければならない事項は何か。

A 4 指定基準では、福祉用具サービス計画について、「利用者の心身状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載」することとしている。

これを踏まえ、福祉用具サービス計画には、最低限次の事項の記載が必要であると考えられる。

- ・ 利用者の基本情報（氏名、年齢、性別、要介護度等）
- ・ 福祉用具が必要な理由
- ・ 福祉用具の利用目標
- ・ 具体的な福祉用具の機種と当該機種を選定した理由
- ・ その他関係者間で共有すべき情報（福祉用具を安全に利用するために特に注意が必要な事項、日常の衛生管理に関する留意点等）

(24. 3. 16 事務連絡 介護保険最新情報 vol. 267 「平成 24 年度介護報酬改定に関する Q&A (Vol. 1)」（平成 24 年 3 月 16 日）」の送付について)

Q 5 複数の福祉用具を貸与する場合の運用について

運営規程自体に額を記載せず、目録のとおりとされている場合は、どのような届出を提出させるのか。

A 5 指定福祉用具貸与事業者等が減額利用料に関する運用を行う場合、必要に応じて運営規程に「その額の設定の方式」を定め、提出が必要となる。個々の福祉用具の利用料については、運営規程に目録を記載されている旨が記載されていれば目録を提出することになる。

(27.4.1 事務連絡 介護保険最新情報 vol. 454 「平成27年度介護報酬改定に関するQ&A (平成27年4月1日)」の送付について)

Q 6 指定基準の解釈通知(福祉用具貸与 3運営に関する基準(1)利用料の受領①)

「利用者負担の金品その他の財産上の利益に替えて直接的又は間接的に供与し、事実上自己の利用者の利用者負担の全部又は一部を軽減」とは特典(景品)供与・無償サービス等が該当するのか。

A 6 指定基準において指定福祉用具貸与事業者は利用者から利用料の一部として自己負担額の支払いを受けることとされている。本通知では、受領した自己負担額の一部又は全部について、財産上の利益に替えて利用者負担を軽減することは、自己負担を受領していることとはならないことと示したものである。従って、特典(景品)供与・無償サービス等は社会通念上許容される範囲で行われるべきものであり、保険者により個別に判断いただきたい。

(27.4.1 事務連絡 介護保険最新情報 vol. 454 「平成27年度介護報酬改定に関するQ&A (平成27年4月1日)」の送付について)

Q 7 福祉用具貸与

月途中でサービス提供の開始及び中止を行った場合の算定方法について

A 7 福祉用具貸与の介護報酬については、公定価格を設定せず、歴月単位の実勢価格としている。ただし利用開始月と中止月が同じで、かつ、当該月の貸与期間が一月に満たない場合については一律の基準を設けるものではなく、当該月は半月単位の請求とすることもできる。また、福祉用具貸与の開始月と中止月が異なり、かつ、当該月の貸与期間が一月に満たない場合については、当該開始月及び中止月は日割り計算を行う。ただし、当分の間、半月単位の計算方法を行うことも差し支えない。いずれの場合においても、居宅介護支援事業者における給付計算が適切になされるよう、その算定方法を運営規程に記載する必要がある。なお、介護給付費明細書の記載方法について、福祉用具貸与を現に行った日数を記載することとなったことに留意する。

(15.6.30 事務連絡 介護保険最新情報 vol. 153 介護報酬に係る Q&A (vol. 2))

Q 8 付属品を追加して貸与する場合

車椅子やベッドを借りた後、身体の状態の変化等により必要がある場合  
には、付属品のみを追加して貸与を受けることも可能か。

A 8 平成12年1月31日老企第34号通知の付属品の説明に記載されているとおり、既に利用者が車椅子や特殊寝台を介護保険の給付として貸与されている場合、後から追加的に貸与される場合も算定できる。

(12.4.28 事務連絡 介護保険最新情報 vol.71 介護報酬等に係る Q&A vol.2)

Q 9 貸与と販売の提案に係る利用者の選択に資する情報提供について  
福祉用具専門相談員又は介護支援専門員が提供する利用者の選択に当たって必要な情報とはどういったものが考えられるか。

A 9 利用者の選択に当たって必要な情報としては、

- ・ 利用者の身体状況の変化の見通しに関する医師やリハビリテーション専門職等から聴取した意見
- ・ サービス担当者会議等における多職種による協議の結果を踏まえた生活環境等の変化や福祉用具の利用期間に関する見通し
- ・ 貸与と販売それぞれの利用者負担額の違い
- ・ 長期利用が見込まれる場合は販売の方が利用者負担額を抑えられること
- ・ 短期利用が見込まれる場合は適時適切な福祉用具に交換できる貸与が適していること
- ・ 国が示している 福祉用具の平均的な利用月数（※）

等が考えられる。

※選択制の対象福祉用具の平均的な利用月数（出典：介護保険総合データベース）

- ・ 固定用スロープ : 13.2ヶ月
- ・ 歩行器 : 11.0ヶ月
- ・ 単点杖 : 14.6ヶ月
- ・ 多点杖 : 14.3ヶ月

(24.3.15 事務連絡 介護保険最新情報 vol.1225 令和6年度介護報酬改定に関する Q&A vol.1)

Q10 担当する介護支援専門員がいない利用者について

担当する介護支援専門員がいない利用者から福祉用具貸与事業所又は特定福祉用具販売事業所に選択制の対象福祉用具の利用について相談があった場合、どのような対応が考えられるのか。

A10 相談を受けた福祉用具貸与事業所又は特定福祉用具販売事業所は、当該福祉用具は貸与と販売を選択できることを利用者に説明した上で、利用者

の選択に必要な情報を収集するために、地域包括支援センター等と連携を図り対応することなどが考えられる。

(24.3.15 事務連絡 介護保険最新情報 vol.1225 令和6年度介護報酬改定に関するQ&A vol.1)

Q11 貸与と販売の選択に係る情報提供の記録方法について

福祉用具専門相談員は、利用者に貸与と販売の選択に資する適切な情報を提供したという事実を何に記録すればよいのか。

A11 福祉用具貸与・販売計画又はモニタリングシート等に記録することが考えられる。

(24.3.15 事務連絡 介護保険最新情報 vol.1225 令和6年度介護報酬改定に関するQ&A vol.1)

Q12 スロープの給付に係るサービス区分に係る判断基準について

スロープは、どのような基準に基づいて「福祉用具貸与」、「特定福祉用具販売」、「住宅改修」に区別し給付すればよいのか。

A12 取り付けに際し、工事を伴う場合は住宅改修とし、工事を伴わない場合は福祉用具貸与又は特定福祉用具販売とする。

(24.3.15 事務連絡 介護保険最新情報 vol.1225 令和6年度介護報酬改定に関するQ&A vol.1)

Q13 選択制の対象となる福祉用具の購入後の対応について

選択制の対象となる福祉用具を購入したのちに、修理不能の故障などにより新たに必要となった場合、特定福祉用具販売だけでなく福祉用具貸与を選択することは可能か？また、販売後に身体状況の変化等により、同じ種目の他の福祉用具を貸与することは可能か。

A13 いずれも可能である。なお、福祉用具の販売または貸与のいずれかを提案するに当たっては、利用者の身体の状況等を踏まえ、十分に検討し判断すること。

(24.4.30 事務連絡 介護保険最新情報 vol.1261 令和6年度介護報酬改定に関するQ&A vol.5)

Q14 医学的所見の取得について

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のリハビリテーション専門職から医学的な所見を取得しようとする場合、利用者を担当している福祉用具

貸与事業所にリハビリテーション専門職が所属していれば、その職員から医学的所見を取得することは可能か。

また、利用者を担当している福祉用具専門相談員が、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の資格を所持している場合は、当該福祉用具専門相談員の所見を持って医学的所見とすることは可能か。

A 14 選択制の提案に必要な医学的所見の取得に当たっては、利用者の身体状況や生活環境等の変化の観点から、利用者の過去の病歴や身体状況等を把握している専門職から聴取することを想定しており、例えば、質問で挙げられている職員が、医師と連携のもと利用者の入院期間中にリハビリテーションを担当している場合や、利用者に訪問リハビリテーションも提供している場合等であれば可能である。

(24. 4. 30 事務連絡 介護保険最新情報 vol. 1261 令和6年度介護報酬改定に関する Q&A vol. 5)

Q 15 選択制の検討・提案に当たって医学的所見の取得に当たり、所見の取得方法や様式の指定はあるのか？

A 15 聴取の方法や様式に特段の定めはない。

(24. 4. 30 事務連絡 介護保険最新情報 vol. 1261 令和6年度介護報酬改定に関する Q&A vol. 5)

Q 16 一度貸与を選択した利用者に対して、一定期間経過後に、再度貸与の継続または販売への移行を提案する場合において、改めて医師やリハビリテーション専門職から医学的所見を取得する必要があるのか？

A 16 販売への移行を提案する場合においては、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士のいずれかから聴取した意見又は、退院・退所時カンファレンス又はサービス担当者会議といった多職種による協議の結果を踏まえる必要がある。貸与の継続に当たっては、必要に応じて聴取等をするものとして差し支えない。

(24. 4. 30 事務連絡 介護保険最新情報 vol. 1261 令和6年度介護報酬改定に関する Q&A vol. 5)